

高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金Q&A（令和5年11月1日）

【飲食サービス業】

1 補助対象者について

Q 1 対象となる細分業種は何ですか。

A 1 食品衛生法の飲食店営業（一般食堂・レストラン、すし、麺（めん）類、中華料理、仕出し、弁当、軽食喫茶、料理店、居酒屋・スナック等（居酒屋・料理店、スナック等）、給食施設、屋台追加基準、自動車追加基準、その他）、喫茶店営業（一般、屋台追加基準）です。

Q 2 飲食店営業（調理パン、総菜調理、簡易な営業、アイスクリーム類等）の許可を持っています。申請は可能でしょうか。

A 2 日本標準産業分類の「小売業」「製造業」に該当しますので、申請を受付けることはできません。

Q 3 複数の飲食店の申請をしたいと考えていますが、複数の申請は可能ですか。また、どの様に申請すればよいですか。

A 3 補助額の範囲（10～100万円）であれば、一事業者が複数の店舗をまとめて申請していただくことは可能です。その場合、店舗毎に申請書類を作成していただく必要はありません。一式まとめてご申請ください。なお、図面等は店舗ごとに作成していただく必要があります。

Q 4 キッチンカーで営業しています。補助対象設備を車両に設置する場合は、申請することはできますか。また、固定店舗とキッチンカーの両方について申請することはできますか。

A 4 保健所から営業許可を受けた車両に付帯する設備であれば、補助対象となります。ただし、許可有効期間内のものに限り、かつ、キッチンカー、屋台追加基準、自動車追加基準の場合は自動車登録番号標に記載された地名表示が「高知」のもの（高知ナンバー）のみ認めます。補助対象金額内（10～100万円）であれば、固定店舗とキッチンカーを申請いただくことは可能です。その場合には、まとめて申請してください。なお、図面等は個別に作成してください。

Q 5 飲食業とその他の業種（理美容業、洗濯業、浴場業、製造・卸小売業、宿泊・観光・体験業）の事業を営んでいます。主たる事業は飲食業ですが、複数事業をまとめて申請することはできますか。

A 5 申請しようとする飲食店の店舗にその他の業種の店舗等が併設している場合に限り、

飲食業の補助対象メニュー（次頁表参照）の範囲内においてまとめて申請が可能です。なお、併設と認められない場合は補助対象となりません。

※その他の業種とは高知県省エネルギー設備投資支援事業費補助金の対象業種に限ります。

※併設については補助事業全般についてのQ&AのQ3及びQ4を参照してください。補助

対象メニュー

業種	上限	下限	対象物品				
			照明設備	冷蔵・ 冷凍設備	洗濯・ 乾燥機	給湯器	ボイラー
飲食店業	100万	10万	○	○	×	×	×
理美容業	100万	10万	○	×	○	○	×
洗濯業	300万	50万	○	×	○	○	○
浴場業	300万	50万	○	×	○	○	○
宿泊業 観光業 体験業	100万	10万	○	○	×	○	○

2 補助要件・補助対象事業について

Q 6 どのような設備が補助対象になりますか。

A 6 照明設備（LED等）、冷凍冷蔵設備（冷凍庫、冷蔵庫、冷凍冷蔵庫、冷蔵ショーケース、製氷機）です。

Q 7 補助対象金額はいくらですか。

A 7 10万円～100万円（消費税相当額除く）です。2/3以内の補助となりますので、対象経費（税抜き）15万円以上の設備・機器の更新から申請が可能です。

Q 8 2013年製造の冷凍冷蔵庫を使用しています。最新の冷凍冷蔵庫に買い換える際に年間消費電力量を確認していますが、最新の冷凍冷蔵庫の方が年間消費電力量が高く、交換できる商品がありません。どうしたらよいですか。

A 8 冷凍冷蔵設備については、2015年2月に電気冷蔵庫の年間消費電力量の試験方法に関する新たな国際規格が発行されました。「家庭用品品質表示法」が2016年3月に改正されているため、前後で消費電力の測定方法が異なります。表示値を比較する際には注意してください。

メーカーが発行するカタログや仕様書で確認するか、メーカー（納入業者）等へ直接確認してください。なお、冷蔵庫については、環境省のホームページ環境省が運営する「省エネ製品買換ナビゲーション「しんきゅうさん」のホームページでエネルギー消費量比較が出来る場合は、ホームページで試算した結果の写しを添付することで、（別紙2）エネルギー消費量比較証明書に代えることができます。

<https://ondankataisaku.env.go.jp/shinkyusan/>